

事務連絡
令和4年7月21日

事業所内でコロナウイルス感染を確認し、対応した場合の報告について（依頼）

平素から岡山市の障害福祉行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症の発生等につきまして、以前にもご報告のお願いをしていましたところですが、事業所内でコロナウイルス感染を確認した、または事業所を休業した場合は、当課に電子メールでご報告いただきますようお願いします。

- ・岡山市事業者指導課障害事業者係に把握している情報を電子メールで報告してください。（陽性者が判明した時点での第一報の電話報告は不要です。）
・収束したところで最終報告を電子メールで提出してください。
- 提出様式については、以下のとおりお願いします。
 - ・様式は指定しませんが、事故報告書の様式を使用していただければと思います。
 - ・以下の内容を必ず入れてください。
 - ①法人名及び事業所名
 - ②該当者（サービス名 従業者または利用者的人数）
 - ③発症日、検査日、陽性（陰性）判明日
 - ④事業所の休業の有無（休業した場合はその期間）
- 提出先　岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課障害事業者係
 - TEL: 086-212-1015
 - メール: syou-jigyou@city.okayama.lg.jp
 - FAX: 086-221-3010

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

避難指示で必ず避難

ひなんしじ

ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル

新たな避難情報等

5



災害発生
又は切迫

きんきゅうあんぜんかくほ
緊急安全確保※1

~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~

4



災害の  
おそれ高い

ひなんしじ  
**避難指示**※2

3



災害の  
おそれあり

こうれいしゃとうひなん  
**高齢者等避難**※3

2



気象状況悪化  
のおそれ

大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

1



今後気象状況  
悪化のおそれ

早期注意情報  
(気象庁)

これまでの避難情報等

**災害発生情報**  
(発生を確認したときに発令)

・**避難指示(緊急)**  
・**避難勧告**

**避難準備・  
高齢者等避難開始**

大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

早期注意情報  
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。

**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止されます。**

これからは、

**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

**避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

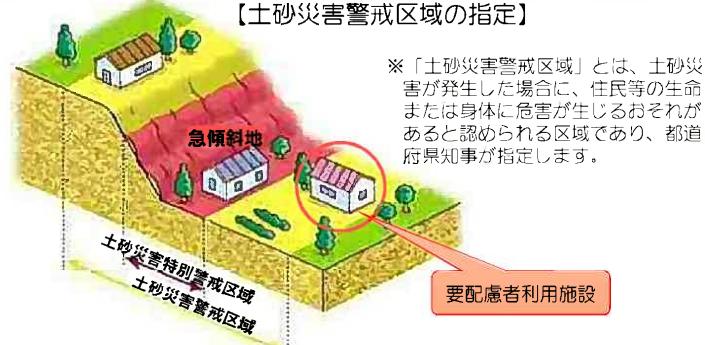
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

**要配慮者利用施設**とは…

社会福祉施設、学校、医療施設  
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

(社会福祉施設)

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

(学校)

- |      |         |                    |
|------|---------|--------------------|
| ・幼稚園 | ・義務教育学校 | ・特別支援学校            |
| ・小学校 | ・高等学校   | ・高等専門学校            |
| ・中学校 | ・中等教育学校 | ・専修学校（高等課程を置ぐもの） 等 |

(医療施設)

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

## 避難確保計画の作成

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な次の事項を定めた計画です。
  - 防災体制 ➢ 避難誘導 ➢ 施設の整備 ➢ 防災教育及び訓練の実施
  - 自衛隊組織の業務（※水防法に基づき自衛隊組織を置く場合）
  - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置
  - 関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

## 2 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。  
➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

## 3 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々が避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



### 問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関するご質問  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関するご質問

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関するご質問

水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

ver4.2 (H29.6.19)

事務連絡  
平成30年10月19日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
申核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

日頃より、社会福祉施設等における被災状況の報告や各種調査にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の平成30年7月豪雨、平成30年台風21・24号、平成30年北海道胆振東部地震等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生し、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化しました。

社会福祉施設等においては、高齢者、障害児者等の日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となつた場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時においてもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講じることが重要です。

各都道府県、市区町村におかれでは、これまでにも非常災害計画の策定や避難訓練の実施等、社会福祉施設等の災害対策に万全を期するよう指導を行っていただいているところですが、今般の被害状況を踏まえ、別添1の社会福祉施設等について、今一度点検すべき事項（例）を別添2のとおり取りまとめましたので、貴管内の社会福祉施設等において、ライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに飲料水、食料等の備蓄、BCP（事業継続計画）の策定推進など必要な対策を行うようご助言をお願いいたします。

(別添 1 )

## 点検対象施設

### 1. 高齢者関係施設

- (1) 老人短期入所施設
- (2) 養護老人ホーム
- (3) 特別養護老人ホーム
- (4) 軽費老人ホーム
- (5) 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
- (6) 生活支援ハウス
- (7) 介護老人保健施設
- (8) 介護医療院
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (11) 有料老人ホーム
- (12) サービス付高齢者向け住宅

### 2. 障害児者関係施設

- (1) 障害者支援施設
- (2) 福祉型障害児入所施設
- (3) 医療型障害児入所施設
- (4) 共同生活援助事業所（グループホーム）
- (5) 短期入所事業所
- (6) 療養介護事業所
- (7) 宿泊型自立訓練事業所

### 3. 児童関係施設

- (1) 助産施設
- (2) 乳児院
- (3) 母子生活支援施設
- (4) 児童養護施設
- (5) 児童心理治療施設
- (6) 児童自立支援施設
- (7) 児童自立生活援助事業所
- (8) 小規模住居型児童養育事業所
- (9) 婦人保護施設
- (10) 婦人相談所一時保護施設
- (11) 児童相談所一時保護施設
- (12) 保育所・認定こども園

- (13) 小規模保育事業所
- (14) 事業所内保育事業所（ただし、児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可を受けたものに限る）
- (15) 放課後児童健全育成事業実施施設（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設）

#### 4. その他施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 宿所提供的施設

(別添 2)

### 社会福祉施設等における点検項目（例）

#### 1. 停電に備えた点検

##### ＜非常用自家発電機関係＞

###### ① 非常用自家発電機が有る場合

- ・燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策（24時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など）を講じているか。
- ・定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び訓練をしているか。

###### ② 非常用自家発電機が無い場合

- ・医療的配慮が必要な入所者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討しているか。
- ・医療的配慮が必要な入所者がいる場合、非常用自家発電機の導入（難しければ、レンタル等の代替措置）を検討しているか。

##### ＜電灯（照明）関係＞

- ・照明を確保するための十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をしているか。

##### ＜防寒関係＞

- ・石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具とその燃料を準備するとともに、毛布、携帯用カイロ、防寒具などの備蓄をしているか。

##### ＜介護機器・器具関係＞

- ・医療機器等の予備バッテリー又は充電式や手動式の喀痰吸引器等の代替器具を準備しているか。
- ・人工透析患者に係る緊急時の対応、ニーズ、必要物資等を把握し、自治体の透析担当者や各透析施設等との連携体制が確保されているか。

#### 2. 断水に備えた点検

##### ＜生活用水関係＞

- ・近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器の準備をしているか。
- ・災害時協力井戸の確保（酒造会社等）をしているか。
- ・衛生面を考慮しつつ、地下水（井戸水）の利用の検討をしているか。  
(注) 節水のため、食器を汚さないように使用するラップや紙皿などを備蓄しておくこと。

(注) 入浴は、緊急時には、ウェットティッシュによる清拭などによる代替手段を検討すること。

#### <飲料水関係>

- ・飲料水の備蓄をしているか。

(注) 災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対しても飲料水の提供が必要な場合があるため、利用者・職員分だけではなく、十分な数を備蓄しておくこと。

#### <汚水・下水関係>

- ・携帯トイレや簡易トイレ、オムツ等の備蓄をしているか。

### 3. ガスが止まった場合に備えた点検

- ・カセットコンロ及びカセットガス等の備蓄をしているか。

(注) 比較的簡単に備蓄できるが、火力が弱く、大量の食事を一度に調理することは難しいため、多めに備蓄しておくことが望ましい。

- ・プロパンガスの導入又は備蓄（難しければ、ガス業者等からのレンタルの可否の確認）をしているか。

- ・調理が不要な食料（ゼリータイプの高カロリー食等）を備蓄しているか。

### 4. 通信が止まった場合に備えた点検

- ・通信手段のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保しているか。

- ・複数の通信手段（携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、衛星電話等）を確保しているか。

(注) 緊急時に想定している通信手段の使用方法等を予め確認しておくこと。

### 5. 物資の備蓄状況の点検

- ・食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料について、季節ごとに1日の必要量を把握しているか。
- ・食料などについて、上記を踏まえた備蓄量となっているか（飲料水等は再掲）。

(注) 消費期限があるものは、定期的な買換えが必要となることに留意すること。

(注) 利用者だけではなく、職員分及び避難者分なども含め十分な物資を備蓄しておくこと。

(注) 備蓄物資については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、保管場所にも留意すること。

## 6. その他留意事項

- ・点検は、南海トラフ地震の想定地域等特段の対応が求められる場合を除き、最低限3日間以上は業務が継続できるようとするとの視点に立って行うこと。
- ・上記の点検項目は、最低限ライフライン等を維持・確保するための例であり、各社会福祉施設等において点検を行うに当たっては、実際に災害が発生した際に利用者の安全確保ができる実効性のあるものとなるよう、当該施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。
- ・上記の点検項目以外にも、災害対策においては、利用者の避難方法や緊急時の職員間の連絡体制の構築、平時における避難訓練の実施、消防等関係機関や地域住民との連携体制の確保等が重要であることから、これらにも留意する必要があること。
- ・上記の点検項目を含め、災害時における事業継続の方法については、BCP（事業継続計画）として予め文書で整理し、役職員間で共有しておくとともに、平時の段階から、当該 BCP を踏まえた訓練や物資の点検等の具体的な活動を実践していくことが望ましいこと。
- ・災害対策については、単独の法人や社会福祉施設等での対応には限界があることから、「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日付け社援発0531第1号）を踏まえ、平時の段階から、都道府県が中心となって構築している「災害福祉支援ネットワーク」へ積極的に参画し、地域全体の防災体制の底上げに協力を図ること。